

第4回佐用町議会〔臨時〕会議録（第2日）

平成18年2月17日（金曜日）

出席議員 (50名)	1 番	高 見 誠 規	2 番	笹 田 鈴 香
	3 番	井 口 春 美	4 番	小 松 博 之
	5 番	吉 井 秀 美	6 番	木 村 慎 吾
	7 番	青 木 宏	8 番	井 上 洋 文
	9 番	福 本 利 基	10 番	高 木 照 雄
	11 番	岡 本 安 夫	12 番	矢 内 作 夫
	13 番	広 畑 寛	14 番	石 黒 永 剛
	15 番	森 本 和 生	16 番	川 田 真 悟
	17 番	片 山 武 憲	18 番	中 井 恒 治
			20 番	反 橋 護
			22 番	山 田 敏 雄
	23 番	大 下 吉 三 郎	24 番	坂 本 順 子
	25 番	山 田 弘 治	26 番	竹 内 茂 吉
	27 番	石 原 俊 一	28 番	鍋 島 裕 文
	29 番	廣 瀬 武 志	30 番	大 下 東 一
	31 番	西 岡 正	32 番	山 本 重 夫
	33 番	森 本 和 昭	34 番	西 田 政 幸
	35 番	目 黒 有 博	36 番	森 崎 龍 二
	37 番	西 尾 誠	38 番	巴 忠 重
	39 番	塩 崎 幸 夫	40 番	中 尾 正 俊
			42 番	山 田 勇
	43 番	新 田 俊 一	44 番	幸 田 孝 美
	45 番	植 戸 勝 治	46 番	金 谷 英 志
	47 番	松 尾 文 雄	48 番	西 本 俊 秀
	49 番	廣 瀬 福 市	50 番	笠 間 満
	51 番	大 久 保 宏 務		
53 番	猪 口 久 雄	54 番	梶 原 義 正	

欠席議員 (4名)	19番	岡本義次	21番	山本幹雄
	41番	敏森正勝	52番	新田新一
早退議員 (0名)				
事務局出席 職員職氏名	事務局長	岡本一良	事務副局長	谷村忠則
	書記	坂上晴幸		
説明のため 出席した者 の職氏名 (29名)	町長	庵途典章	教育長	衣笠孝
	天文台長	黒田武彦	総務課長	小林隆俊
	財政課長	小河正文	まちづくり課長	南上透
	生涯学習課長	岸井春乗	出納室長	小笹和則
	税務課長	大橋正毅	住民課長	山口良一
	健康課長	達見一夫	福祉課長	内山導男
	スポーツ振興課長	井村均	農林振興課長	大久保八郎
	建設課長	野村正明	住宅管理課長	田村章憲
	地籍調査課長	清水好一	商工観光課長	芳原廣史
	農業共済課長	城内哲久	下水道課長	寺本康二
	水道課長	西田建一	クリーンセンター所長	森脇正洋
	教育委員会総務課長	山口清	教育委員会教育推進課長	芳原清和
	消防長	加藤隆久	上月支所長	金谷幹夫
	南光支所長	森崎文和	三日月支所長	飯田敏晴
	天文台公園課長	杉本幸六		
欠席者 (0名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

日程第 1. 議案第 1 号ないし第 11 号議案について（委員長報告）

- 議案第 1 号 平成 17 年度佐用町一般会計歳入支出の決算の認定について
- 議案第 2 号 平成 17 年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 3 号 平成 17 年度佐用町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 4 号 平成 17 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 5 号 平成 17 年度朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 6 号 平成 17 年度佐用郡教育委員会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 号 平成 17 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 8 号 平成 17 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 9 号 平成 17 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 10 号 平成 17 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 11 号 平成 17 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 2. 議案第 12 号ないし第 21 号議案について（委員長報告）

- 議案第 12 号 平成 17 年度上月町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 13 号 平成 17 年度上月町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 14 号 平成 17 年度上月町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 15 号 平成 17 年度上月町住宅建設、改修資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 16 号 平成 17 年度上月町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 17 号 平成 17 年度上月町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 18 号 平成 17 年度上月町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 19 号 平成 17 年度上月町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 20 号 平成 17 年度上月町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 21 号 平成 17 年度上月町水道事業（公営企業）会計決算の認定について

日程第 3. 議案第 22 号ないし第 30 号議案について（委員長報告）

- 議案第 22 号 平成 17 年度南光町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 23 号 平成 17 年度南光町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 24 号 平成 17 年度南光町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 25 号 平成 17 年度南光町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 26 号 平成 17 年度南光町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 27 号 平成 17 年度南光町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 28 号 平成 17 年度南光町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

算の認定について

議案第 29 号 平成 17 年度南光町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 30 号 平成 17 年度南光町介護保険（サービス勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 4. 議案第 31 号ないし第 37 号議案について（委員長報告）

議案第 31 号 平成 17 年度三日月町一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第 32 号 平成 17 年度三日月町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 33 号 平成 17 年度三日月町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 34 号 平成 17 年度三日月町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 35 号 平成 17 年度三日月町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 36 号 平成 17 年度三日月町健康福祉施設特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 37 号 平成 17 年度三日月町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 5. 議案第 38 号ないし第 39 号議案について（委員長報告）

議案第 38 号 平成 17 年度佐用郡広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第 39 号 平成 17 年度佐用郡広域行政事務組合農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 6. 議案第 40 号 平成 17 年度大撫山開発一部事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）

日程第 7. 議案第 41 号 平成 17 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案の提出について

日程第 8. 議案第 42 号 佐用町助役の選任について

日程第 9. 推薦第 1 号 佐用町農業委員会委員の推薦について

午前 10 時 06 分 開会

議長（梶原義正君） 誠に御苦勞様でございます。過日の本会議以来、特別委員会に御出席いただき、各慎重審議を賜り、御苦勞様でございました。開会に先立ち、御報告申し上げておきますが、本日 2 点の追加提案がされてまいりました。議案はお手元に配付いたしておりますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

現在、傍聴者は 1 名です。傍聴者におかれましてはお渡ししております注意事項を遵守いただくようお願いいたします。

なお、本日、岡本義次君、敏森正勝君、山本幹雄君、新田新一君、以上の方から欠席の届けが出ておりますので報告いたします。

それでは、日程に入ります。

日程第 1. 議案第 1 号ないし第 11 号議案について（委員長報告）

議長（梶原義正君） 日程第 1 は、議案第 1 号ないし第 11 号議案についてを一括議題といたします。平成 17 年度佐用町一般会計ほか 10 特別会計の決算認定についてであります。本案につきましては、旧佐用町議会決算特別委員会に審査を付託いたしておりましたので、これより旧佐用町議会決算特別委員長の決算報告を求めます。旧佐用町議会特別委員長、川田真悟君。

〔川田君「はい、議長」と呼ぶ〕

〔川田君 登壇〕

決算特別委員長（川田真悟君） おはようございます。それでは、旧佐用町議会の決算特別委員会の報告をいたしたいと思えます。

平成 17 年度 佐用町歳入歳出決算の審査のため、2 月 7 日、午前 10 時から午後 2 時 18 分までの間、さよう文化情報センターにおきまして、委員全員出席、町からは町長、教育長はじめ、各課長の出席を得まして委員会を開催いたしました。

今回、当委員会に審査を付託されました案件は、議案第 1 号から議案第 11 号までの 11 議案であります。詳細につきましてはお手元にお配りしております報告書のとおりでございますので、かいつまんで簡単に審査の経過と結果を報告いたします。

まず、議案第 1 号 平成 17 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

質疑に入りまして、歳入では、町税の徴収状況につきまして、住宅使用料の滞納等についての質疑がございました。歳出につきましては、民生費で外出支援サービス事業委託料について、衛生費ではごみの減量化推進事業補助金と資源化ごみの集団回収の事業内容につきまして、土木費につきましては、予定価格の事前公表等について、教育費では文化財保護の進捗状況についての質疑がございました。

討論に入りまして反対者がありましたが、反対の意志を表明され、本日最終日の日に反対討論をされます。

採決に入りまして、賛成者多数で認定することと決定いたしました。

続きまして、議案第 2 号 平成 17 年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

質疑はなく、討論に入りまして反対者がありましたが、反対の意志を本日されます。

採決に入りまして、賛成多数で認定とすることに決定いたしました。

続きまして、議案第 3 号であります。平成 17 年度佐用町老人健康保健特別会計歳入歳出決算の承認認定についてであります。

質疑はなく、討論に入りまして、反対者 1 名がありましたが、本日最終日に討論をされます。

採決に入りまして、賛成者多数で認定することに決定いたしました。

続きまして、議案第 4 号 平成 17 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

質疑に入りまして、高額介護サービスについて在宅介護サービスについての質疑がございました。

討論に入りまして、討論、反対者があります。反対の意志を表明されまして、最終日に討論をされます。

採決に入りまして、賛成者多数で認定することに決定いたしました。

続いて、議案第 5 号 平成 17 年度朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定についてであ

ります。

質疑に入りまして、夜間における職員の配置について質疑がありました。

討論に入りまして、反対者があり、反対の意志を表明され、本日反対討論をされま

す。

採決に入りまして、賛成者多数で認定することに決定いたしました。

続いて、議案第 6 号 平成 17 年度佐用郡教育委員会特別会計歳入歳出決算の認定に

ついてであります。

質疑に入りまして、特別支援に対する対処につきまして、国際理解教育推進事業費

について、食育教育の研究費用についての質疑がございました。

討論に入りまして、反対者があり、反対の意志を表明され、本日反対討論をされま

す。

採決に入りまして、賛成者多数で認定することに決定いたしました。

続いて、議案第 7 号 平成 17 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

についてであります。

質疑、討論もなく、採決で全員賛成で認定することに決定いたしました。

続いて、議案第 8 号 平成 17 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入

歳出決算の認定についてであります。

本案についても質疑・討論もなく、全員賛成で認定することに決定いたしました。

続いて、議案第 9 号 平成 17 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の

認定についてであります。

本案についても、質疑・討論はなく、全員賛成で認定することに決定いたしました。

続いて、議案第 10 号 平成 17 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認

定であります。

本案につきましても、質疑・討論はなく、採決に入って全員賛成で認定することに

いたしました。

続いて、議案第 11 号 平成 17 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定

であります。

本案につきましても、質疑・討論はなく、全員賛成で認定することに決定いたしま

した。

以上、誠に簡単でございますけれども、委員長報告とさせていただきます。以上で

ございます。

議長（梶原義正君） 旧佐用町議会決算特別委員長の審査報告は終わりました。こ

れより委員長報告についての一般質疑に入ります。質疑のある方、ありますか。

質疑がないようですので、委員長報告についての一般質疑を、一括質疑を終結しま

す。

これより本案についての討論に入ります。

まず、議案第 1 号 平成 17 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について討論は

ありませんか。

〔吉井君「はい、議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、吉井君。

5 番（吉井秀美君） 5 番、吉井です。議案第 1 号 平成 17 年度佐用町一般会計決

算に反対の討論をいたします。

歳入では、固定資産税の大口滞納者に対して共産党の指摘どおり抵当権を設定しましたが、9月末で1億1,000万円の滞納があります。克復を求めるものです。町税では事務ミスに関係住民から訴えられるなど、行政に対する信頼を損なう事件が発生しています。

歳出では、民生費の外出支援サービスの利用回数制限廃止の要求に応えていません。衛生費のにしはりま環境事務組合負担金がありますが、計画されている処理施設は大手メーカーを儲けさせるだけの税金の無駄遣い施設になる恐れが大で、ごみの削減・資源化に逆行する心配があります。また、たつの市・姫路市との問題もあり、強行すべきではないと考えます。

最後に、2005年は老いも若きも負担増と新聞が書いたように、大增税路線となっています。1月以降、65歳以上の高齢者の所得税について、公的年金等控除の縮小と高齢者控除の廃止がされ、これまで住民税が課税されていなかった高齢者やフリーターにも課税されるようになりました。住民税がかかるようになると、それだけでなく、国保税や介護保険料などにも影響し、所得の低い階層に重い負担がかかるようになっています。町長には国・県追従でなく、悪政から町民を守る防波堤としての役割を果たしていただきたいと申し添え、討論を終わります。

議長（梶原義正君） ほかに討論ありませんか。

〔矢内君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、12番、矢内君。

12番（矢内作夫君） あの、一般会計と特別会計一緒にいうんは具合悪いんですかな。

議長（梶原義正君） 今は、一般会計。

12番（矢内作夫君） それではあの、平成17年度一般会計についての賛成討論をいたします。

平成17年10月1日、紆余曲折のある中、佐用郡4町は合併、新佐用町が誕生いたしました。今回の決算は合併前の旧町単位での審査ということで、先日旧佐用町は2月7日、決算特別委員会を開催、その審査をいたしました。予算の段階で半年予算になることは分かっていたわけですが、通年予算を組み、執行してきたわけであります。監査委員によります総括意見にもありますように、事業の成果・結果を求めることは困難であります。各会計において当初の計画どおり執行されていることは評価をいたします。

ただ、毎年決算で申し上げることは、何と言っても、税または使用料負担金におけるの公正・公平の部分であります。もちろん、努力され、回収されている部分も見えますが、その成果が大きく決算書に見えてこないのも事実であります。このことにつきましては、更なる努力を求めるところであります。

また、旧町の決算書を見ますと、それぞれ予算編成時点での各町の基本的な考え方に若干の相違がある部分も見えます。そういった点も今後統一する必要があり、先日の連絡会でも町長の報告にもありました18年度も予算編成時での約12億円の歳入不

足に見るように、今までの考え方で予算編成では、今後は編成そのものができなくなってくるのではないかと危惧いたします。このままでは、近い将来ではなく、次年度19年度の予算編成さえ危ぶまれることとなります。その点、今後数年の当局または議会議員の考え方が佐用町の将来を大きく左右すると言っても過言ではありません。平成17年度の決算での旧4町の町税の調定額は、合計で26億7,370万9,231円です。そして、今年度末の財調は約8億円。そして、さっきも申しましたように18年度予算時点での歳入不足が12億円です。この現実を特に財政課をはじめとして当局がしっかりと念頭に置き、次年度予算に取り組まれることを申し伝え、賛成討論いたします。以上です。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。

ほかにないようですから、これで本案についての討論を終結いたします。

続いて、議案第2号 平成17年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論はありませんか。

〔笹田君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。2番、笹田君。

2番（笹田鈴香君） 2番、笹田です。議案第2号 平成17年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について反対の討論をいたします。

国保税の滞納が1年を過ぎると正規の保険証に替わって、資格証明書が発行されます。保険証の取り上げは悪質滞納者に限っていたものを、2000年4月からこのようにしました。担当課でいただきました資料によりますと、平成18年2月28日まで有効分でございますと、旧佐用町は資格証明書は5件、不明者が5件、短期証は30件、不明者が6件となっており、実際の短期証交付は24件にもなります。資格証は事実上の保険証の取り上げです。窓口で医療費を全額支払わなくてはなりません。保険税の払えない人に医療費を全額準備できるのでしょうか。保険証の取り上げはやめるべきです。国保の加入は年金生活者、不景気で社保から国保に変わった人など、所得の低い人たちが多くなっています。次々と改悪する国の方針に追従するこの会計決算に反対をいたします。

議長（梶原義正君） ほかに討論ありませんか。

ほかに討論がないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

続いて、議案第3号 平成17年度佐用町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について討論はありませんか。

〔笹田君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい。2番、笹田君。

2番（笹田鈴香君） 2番、笹田です。議案第3号 平成17年度佐用町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について反対の討論をいたします。

高齢者の医療費が定率1割、所得によって2割という負担増が強行されました。定率性というのは負担の総額が終わるまで分からないという不安があります。また、自

己負担額の上限が決められるといっても、年金生活者には重い負担です。「高齢者は医者にかかるな」と言わないばかりの改悪を重ねるこの制度に反対をいたします。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。

ほかにないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

続いて、議案第4号 平成17年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論はありませんか。

〔笹田君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。2番、笹田君。

2番（笹田鈴香君） 2番、笹田です。議案第4号 平成17年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について反対の討論をいたします。

介護保険制度が実施され、5年経ち、介護保険法の改悪により、昨年10月1日から特養ホームなどの施設の食費、居住費、短期入所の食費・滞在費などが保険給付の対象から外れ、全額負担となったため、サービスの利用回数を減らした人も出ています。中でも訪問入浴サービスは、旧佐用町独自の負担で制度実施前の利用料金1,000円に据え置かれ、利用者そしてその家族に喜ばれておりましたが、昨年4月1日より負担を廃止してしまいました。次々と改悪される介護保険制度ですが、国・県に追随せず、町独自の軽減措置制度を要望し、介護保険特別会計決算に反対をいたします。

議長（梶原義正君） ほかに討論ありませんか。

ほかにないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

続いて、議案第5号 平成17年度朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について討論はありませんか。

〔笹田君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。2番、笹田君。

2番（笹田鈴香君） 2番、笹田です。議案第5号 平成17年度朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定に対する反対討論をいたします。

現在、同園の宿直員は低賃金の非常勤労働者が3日に2日あたっています。今年1月、入所者の徘徊が2度繰り返されました。2度目は、1月19日、深夜0時30分。遠く離れた佐用商店街の上町交差点で佐用警察署のパトカーが保護し、園へ通報してきました。10分後に收容されましたが、幸い身体、命には異常はありませんでした。仮に異常があったとき、入所者の親族はどう言われるのでしょうか。だれが責任をとるのでしょうか。同園の要員配置は正職員11人、非常勤職員11人と半々になっています。同園は町直営の施設として旧佐用町の誇りではなかったのでしょうか。先般採択しました指定者管理者制度を事実上先取りしていると言わなければなりません。以上で反対討論とします。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。

ほかにないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

続いて、議案第 6 号 平成 17 年度佐用郡教育委員会特別会計歳入歳出決算の認定について討論はありませんか。

〔笹田君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、笹田君。

2 番（笹田鈴香君） はい。2 番、笹田です。議案第 6 号 平成 17 年度佐用郡教育委員会特別会計歳入歳出決算の認定について反対の討論をいたします。

今決算までの体制は、佐用町以外の 3 町には議決権がないこと。また、社会教育は教育委員会でも各町でも事業展開されるなど、大変複雑です。佐用中学校の給食、体操服販売店の問題など、町民の声が届きにくい構造となっていました。このような体制に反対をいたしまして、討論を終わります。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。

ほかにないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

続いて、議案第 7 号 平成 17 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論はありませんか。

討論がないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

続いて、議案第 8 号 平成 17 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論はありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

続いて、議案第 9 号 平成 17 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論はありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

続いて、議案第 10 号 平成 17 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論はありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

続いて、議案第 11 号 平成 17 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について討論はありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

これより、本案についての採決に入ります。念のため申し上げておきますが、採決につきましては、全議員に対して行いますので、よろしく願い申し上げます。

まず、議案第 1 号 平成 17 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、多数です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

続いて、議案第 2 号 17 年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、多数と認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

続いて、議案第3号 平成17年度佐用町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、多数と認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

続いて、議案第4号 平成17年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、多数と認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

続いて、議案第5号 平成17年度朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、多数と認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

続いて、議案第6号 平成17年度佐用郡教育委員会特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、多数。よって、本案は原案のとおり認定されました。

続いて、議案第7号 平成17年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成の方、挙手願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

続いて、議案第 8 号 平成 17 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成の方、挙手願います。

[全員 挙手]

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員。よって、本案は原案のとおり認定されました。

続いて、議案第 9 号 平成 17 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成の方、挙手を願います。

[全員 挙手]

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

続いて、議案第 10 号 平成 17 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成の方、挙手を願います。

[全員 挙手]

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

続いて、議案第 11 号 平成 17 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成の方、挙手を願います。

[全員 挙手]

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第 2. 議案第 12 号ないし第 21 号議案について（委員長報告）

議長（梶原義正君） 次は、日程第 2。

議案第 12 号ないし第 21 号議案についてを一括議題といたします。平成 17 年度上月町一般会計ほか 8 特別会計及び 1 事業会計の決算認定についてであります。本案につきましても、旧上月町議会決算特別委員会に審査を付託いたしておりましたので、これより旧上月町議会決算特別委員長の審査報告を求めます。旧上月町議会決算特別委員長、大下東一君。

[大下君「はい、議長」と呼ぶ]

決算特別委員長（大下東一君） 失礼いたします。それでは、旧上月町議会決算特別委員会より報告をいたします。

平成 17 年度上月町歳入歳出決算審査のため、2 月 6 日、午後 1 時 30 分から午後 4 時 35 分までの間、さよう文化情報センターにおきまして、委員全員出席、町からは町長はじめ各課長さん方の出席を得まして、委員会を開催いたしました。

今回、当委員会に審査を付託されました案件は、議案第 12 号から議案第 21 号までの 10 議案についてであります。詳細につきましては、お手元にお配りしておりますので、報告書のとおりでございます。それでは、審査の経過を結果を報告いたします。

まず、議案第 12 号 平成 17 年度上月町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

質疑に入りまして、歳入では町税の滞納繰越分について、使用料及び手数料で住宅使用料の滞納について、保育料の不納欠損について等の質疑がございました。

歳出では、総務費で特別職の退職手当組合の負担金について、民生費で緊急通報システムの不用額について、衛生費ではコピー機のリース料の差について、農林業費では農会長報酬支払基準について、土木費では補償・補填及び賠償金の内訳について、消防費では兵庫県防災ヘリコプター運行連絡協議会について、教育費では環境衛生検査委託料の結果について、災害復旧費では不用額について等の質疑がございました。

討論に入りまして、反対者が 1 名あり、反対の意志表明をされました。最終日に反対討論をされます。

採決に入りまして、賛成者多数で認定することと決定いたしました。

続いて、議案第 13 号 平成 17 年度上月町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定であります。

質疑に入りまして、保険料の滞納について、資格証明や短期保証書の発行について等の質疑がございました。

討論に入りまして、反対者が 1 名あり、反対の意志表明をされました。最終日に反対討論をされます。

採決に入りまして、賛成者多数で認定とすることに決定いたしました。

続いて、議案第 14 号 平成 17 年度上月町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

質疑に入りまして、介護保険料の滞納状況について等の質疑がございました。

討論はございませんでした。

採決に入りまして、賛成者全員で認定とすることに決定いたしました。

続いて、議案第 15 号 平成 17 年度上月町住宅建設改修資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

質疑に入りまして、貸付金元利収入についての質疑がございました。

討論に入りまして、反対者が 1 名あり、反対の意志表明をされました。最終日に反対討論をされます。

採決に入りまして、賛成者多数で認定とすることに決定いたしました。

続いて、議案第 16 号 平成 17 年度上月町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

質疑には入りまして、第三者納付金と損害賠償金の内訳についての質疑がございました。討論に入りまして反対者が 1 名あり、反対の意志表明をされました。最終日に反対討論をされます。

採決に入りまして、賛成者多数で認定することと決定いたしました。

続いて、議案第 17 号 平成 17 年度上月町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

質疑に入りまして、繰入金のところを買戻分の売ったときの単価と買戻したときの単価についての質疑がございました。

討論はございませんでした。

採決に入りまして、賛成者全員で認定することと決定いたしました。

続いて、議案第 18 号 平成 17 年度上月町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

質疑に入りまして、ダムウォーター点検料及び笹ヶ丘ドームと収益の関係についての質疑がございました。

討論はございませんでした。

採決に入りまして、賛成者全員で認定とすることに決定いたしました。

続いて、議案第 19 号 平成 17 年度上月町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

質疑に入りまして、滞納下水道使用料についての質疑がございました。

討論はございませんでした。

採決に入りまして、賛成者全員で認定とすることに決定いたしました。

続いて、議案第 20 号 平成 17 年度上月町農業集落排水事業特別会計歳入歳出の認定についてであります。

質疑に入りまして、滞納下水道使用料についての質疑がございました。

討論はありませんでした。

採決に入りまして、賛成者全員で認定とすることに決定いたしました。

続いて、議案第 21 号 平成 17 年度上月町水道事業（公営企業）会計決算の認定についてであります。

本案につきましては、質疑はございませんでした。

討論に入りまして、反対者が 1 名あり、反対の意志表明をされました。最終日に反対討論をされます。

採決に入りまして、賛成者多数で認定することに決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

議長（梶原義正君） 旧上月町議会決算特別委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告についての一括質疑に入ります。質疑のある方、発言願います。

ないようですので、以上で委員長報告についての一括質疑を終結いたします。

これより本案についての討論に入ります。

まず、議案第 12 号 平成 17 年度上月町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、鍋島君。

28 番（鍋島裕文君） はい。28 番、日本共産党の鍋島です。議案 12 号 平成 17 年度上月町一般会計決算認定の反対討論をいたします。

本決算の第 1 の問題は、中川旧町長の町政運営に対する姿勢の問題であります。と

りわけ、異常な高値落札が続く上月町の入札契約問題では、この間、共産党町議団は厳しくその是正を求めてきたわけでありますが、何ら有効な施策を講ずることなく、黙認してきた町長の態度は無責任極まると言わざるを得ません。さて、本決算では 5 月 10 日の入札から 9 月 26 日入札までの 26 件について調査したところ、2 回入札が行われたのは 17 件であり、このすべてが 1 位不動の法則が貫かれています。また、全入札の平均落札率が 96.3 パーセントの高値落札の異常なものであり、断じて容認できません。

第 2 の問題は、町民福祉後退の決算であります。本決算では福祉医療制度の改悪が行われています。老人医療は 1 割であった自己負担を 2 割とし、重度障害者や母子家庭の医療費自己負担を有料化しています。また、町税条例を改悪し、65 歳以上の人で年間所得 125 万円以下の非課税措置を段階的に廃止することは、深刻な事態を招くものであり、社会的弱者を切り捨てる決算と言わざるを得ません。

第 3 の問題は、歳入での収入未済額の債権保全問題であります。前年の決算では、町税 1,227 万円を越える不納欠損処理がなされたため、当局の債権保全責任の過失を指摘したわけですが、本決算でも保育料金や町営住宅家賃など、260 万円を越える不納欠損がされており、その過失を指摘し、反対討論といたします。

議長（梶原義正君） ほかに討論の発言ありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

続いて、議案第 13 号 平成 17 年度上月町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

〔鍋島君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、鍋島君。

28 番（鍋島裕文君） はい。議案 13 号 上月町国民健康保険特別会計決算認定の反対討論をいたします。

本決算の問題は、高すぎる国保税との町民の指摘に対し、何ら当局の手立てがとられていないことでもあります。この根本の原因となっている国の施策を回避する施策の改善を、国に求めていくことは当然であります。前年には国保税未収金の 1,111 万円を不納欠損処理し、当局の責任を指摘したわけですが、当局の努力で減免制度の適用などでの高すぎる国保税の緩和措置は可能であります。また、税滞納理由に保険証を取り上げるのはやめるべきであることを指摘し、反対討論といたします。

議長（梶原義正君） ほかに討論はありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

続いて、議案第 14 号 平成 17 年度上月町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

続いて、議案第 15 号 平成 17 年度上月町住宅建設改修資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

〔鍋島君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、鍋島君。

28 番（鍋島裕文君） はい。議案 15 号 平成 17 年度上月町住宅建設改修資金貸付事業特別会計決算認定の反対討論をいたします。

本決算の最大の問題は、貸付金回収での滞納額が 2,500 万円を越えていることであり、この制度の仕組みからして、滞納金がある限り、町民が肩代わりしなければならないこととなり、当局の責任は重大であることを指摘し、反対いたします。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

続いて、議案第 16 号 平成 17 年度上月町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

〔鍋島君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、鍋島君。

28 番（鍋島裕文君） はい。議案 16 号 平成 17 年度上月町老人保健特別会計決算認定の反対討論をいたします。

本決算の問題は、それまで無料であった老人医療費自己負担が、昭和 58 年 2 月老人保健法の施行により有料化され、その後は相次ぐ制度の大改悪が行われてきたわけであり、その制度改悪により作られたのが本会計であります。特に重要なのは、今なおこの制度改悪が際限なく続けられていることであり、医療制度改悪の突破口となっています。老人福祉の精神に逆行する本会計決算に反対いたします。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。

ほかにないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

続いて、議案第 17 号 平成 17 年度上月町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論はありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

続いて、議案第 18 号 平成 17 年度上月町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

続いて、議案第 19 号 平成 17 年度上月町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論は終結いたします。

続いて、議案第 20 号 平成 17 年度上月町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論は終結します。

続いて、議案第 21 号 平成 17 年度上月町水道事業会計決算の認定について、討論はありませんか。

〔鍋島君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、鍋島君。

28 番（鍋島裕文君） はい。議案 21 号 平成 17 年度上月町老水道事業会計決算認定の反対討論をいたします。

本会計は町民生活を守る事業として重要であります。この間の中部改良事業、水道水源保護条例の制定や鉛水道管の改修は評価できるものであります。しかし、最大の問題は、他町に先駆けて郡内で唯一水道料金に消費税を転嫁してきたことであり、このことを指摘し、反対いたします。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

これより本案についての採決に入ります。採決につきましては全員に対して行います。

まず、議案第 12 号 平成 17 年度上月町一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（梶原義正君） 挙手、多数と認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

続いて、議案第 13 号 平成 17 年度上月町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、多数。よって、本案は原案のとおり認定されました。

続いて、議案第 14 号 平成 17 年度上月町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成の方、挙手を願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

続いて、議案第 15 号 平成 17 年度上月町住宅建設改修資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（梶原義正君） 挙手、多数と認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

続いて、議案第 16 号 平成 17 年度上月町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて、委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（梶原義正君） 挙手、多数と認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

続いて、議案第 17 号 平成 17 年度上月町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成の方、挙手を願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） 挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

続いて、議案第 18 号 平成 17 年度上月町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成の方、挙手を願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） 挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

続いて、議案第 19 号 平成 17 年度上月町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成の方、挙手を願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） 挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

続いて、議案第 20 号 平成 17 年度上月町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成の方、挙手を願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） 挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

続いて、議案第 21 号 平成 17 年度上月町水道事業会計決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（梶原義正君） 挙手、多数と認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第 3. 議案第 22 号ないし第 30 号議案について（委員長報告）

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 3 に入ります。

議案第 22 号ないし第 30 号議案についてを一括議題といたします。平成 17 年度南光町一般会計ほか、8 特別会計の決算認定についてであります。本案につきましても、旧南光町議会決算特別委員会に審査を付託いたしておりましたので、これより旧南光町議会決算特別委員長の審査を求めます。旧南光町議会決算特別委員長、山田勇君。

〔山田君「議長、はい」と呼ぶ〕

〔山田君 登壇〕

決算特別委員長（山田勇君） それでは、旧南光町議会決算特別委員会より報告をいたします。平成 17 年度南光町歳入歳出決算の審査のため、2 月 8 日、午前 10 時から正午まで、南光町歳入歳出決算の審査のため、10 時 0 分から正午までの間、さよう文化情報センターにおきまして、委員全員出席、町からは町長はじめ各課長さん方の出席を得まして、委員会を開催いたしました。

今回、当委員会に審査を付託されました案件は、議案第 22 号から議案第 30 号までの 9 議案についてであります。詳細につきましては、お手元にお配りしております報告書のとおりでございます。

それでは、審査の経過と結果を報告いたします。

まず、議案第 22 号 平成 17 年度南光町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

質疑に入りまして、歳入では、町税の滞納について、財産収入で庁舎の建設基金の利息について等の質問、質疑がございました。歳出では、農林業費のところ、自然観察村運営費の工事請負費について、教育費では小中学校のアスベスト問題について、災害復旧費では台風 21 号災害工事について等の質疑がございました。

討論はございませんでした。

採決に入りまして、賛成者全員で認定とすることに決定いたしました。

続いて、議案第 23 号 平成 17 年度南光町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

質疑に入りまして、資格証明書の発行についての質疑がございました。

討論はございませんでした。

採決に入りまして、賛成者全員で認定すると、認定とすることに決定いたしました。

続いて、議案第 24 号 平成 17 年度南光町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

本案につきましても、質疑はございませんでした。

討論もございませんでした。

採決に入りまして、賛成者全員で認定とすることに決定いたしました。

続いて、議案第 25 号 平成 17 年度南光町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

本案につきましても、質疑はございませんでした。
討論もございませんでした。
採決に入りまして、賛成者全員で認定とすることに決定いたしました。
続いて、議案第 26 号 平成 17 年度南光町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。
本案につきましても、質疑はございませんでした。
討論もございませんでした。
採決に入りまして、賛成者全員で認定とすることに決定いたしました。
続いて、議案第 27 号 平成 17 年度南光町農業集落排水事業特別会計歳入歳出の決算の認定についてであります。
本案につきましても、質疑はございませんでした。
討論もございませんでした。
採決に入りまして、賛成者全員で認定とすることに決定いたしました。
続いて、議案第 28 号 平成 17 年度南光町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。
本案につきましても、質疑はございませんでした。
討論もございませんでした。
採決に入りまして、賛成者全員で認定とすることに決定いたしました。
続いて、議案第 29 号 平成 17 年度南光町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。
本案につきましても、質疑はございませんでした。
討論もございませんでした。
採決に入りまして、賛成者全員で認定とすることに決定いたしました。
続いて、議案第 30 号 平成 17 年度南光町介護保険サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。
本案につきましても、質疑はございませんでした。
討論もございませんでした。
採決に入りまして、賛成者全員で認定とすることに決定いたしました。
以上で委員長報告を終わります。

議長（梶原義正君） 旧南光町議会決算特別委員長の審査報告は終わりました。
これより委員長報告についての一括質疑に入ります。発言ありますか。

〔福本君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、福本君。

9 番（福本利基君） 福本です。決算の報告書の中の 1 ページ、えっと、財産収入、西岡議員が尋ねられとんですけど、その回答として総務課長が「16 年度末、現在額で、45 円余りあり」と、これ 45 万円じゃないかと思うんで、確認したいんですけども。

議長（梶原義正君） はい、支所長。

〔「議長、委員長」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） あ、そうじゃ。ごめん、ごめん。そうや、そうや。委員長や。委員長報告に対してやで、委員長や。

〔山田君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい。

決算特別委員長（山田勇君） ただいまお尋ねの件でございますが、45円で間違いございません。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。

以上で委員長報告についての一括質疑を終結いたします。

これより本案についての討論に入ります。

まず、議案第22号 平成17年度南光町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

これで本案についての討論を終結いたします。

続いて、議案第23号 平成17年度南光町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

続いて、議案第24号 平成17年度南光町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

続いて、議案第25号 平成17年度南光町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

続いて、議案第26号 平成17年度南光町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

続いて、議案第27号 平成17年度南光町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

続いて、議案第28号 平成17年度南光町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

これで本案についての討論は終結いたします。

続いて、議案第29号 平成17年度南光町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

続いて、議案第30号 平成17年度南光町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

これより本案についての採決に入ります。採決につきましては全議員に対して行います。

まず、議案第22号 平成17年度南光町一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成の方、挙手を願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

続いて、議案第 23 号 平成 17 年度南光町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成の方、挙手願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

続いて、議案第 24 号 平成 17 年度南光町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成の方、挙手を願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

続いて、議案第 25 号 平成 17 年度南光町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成の方、挙手願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

続いて、議案第 26 号 平成 17 年度南光町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成の方、挙手願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

続いて、議案第 27 号 平成 17 年度南光町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成の方、挙手を願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

続いて、議案第 28 号 平成 17 年度南光町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成の方、挙手を願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり

認定されました。

続いて、議案第 29 号 平成 17 年度南光町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成の方、挙手を願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

続いて、議案第 30 号 平成 17 年度南光町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成の方、挙手を願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第 4. 議案第 31 号ないし第 37 号議案について（委員長報告）

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 4 に入ります。

議案第 31 号ないし 37 号議案についてを一括議題といたします。平成 17 年度三日月町一般会計ほか 6 特別会計の決算認定についてであります。本案につきましても、旧三日月町議会決算特別委員会に審査を付託いたしておりましたので、これより旧三日月町議会決算特別委員長の審査報告を求めます。旧三日月町議会決算特別委員長、松尾文雄君。

〔松尾君「はい」と呼ぶ〕

〔松尾君 登壇〕

決算特別委員長（松尾文雄君） 委員会報告に入る前に、まず皆さんにちょっと訂正をお願いしたいなと思います。報告書の 6 ページ、議案第 33 号 17 年度三日月町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定の部分で、一番最後の採決の部分ですけども、「賛成者全員」になってますけども、「多数」です。非常に申し訳ないです。訂正お願いします。

それでは、旧三日月町議会決算特別委員会の報告をいたします。

平成 17 年度三日月町歳入歳出決算の審査のために、2 月の 9 日、午前 10 時から 3 時 30 分までの間、さよう文化情報センターにおきまして、委員 10 名が出席、町からは町長はじめ各課長さん方の出席を得まして、委員会を開催いたしました。

今回、当委員会に審査を付託されました案件は、議案第 31 号から議案第 37 号までの 7 議案につきましても、詳細につきましては、お手元にお配りしております報告書のとおりでございます。

それでは、審査の過程と結果を報告いたします。

まず、議案第 31 号 平成 17 年度三日月町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

質疑に入りまして、歳入では、町税でスプリング 8 の固定資産税、償却資産の見直しについて等の質疑がございました。また、歳出では、総務費で駅前周辺整備の合併後の計画について、また、民生費では団体の助成金・補助金について、また、衛生費ではにしはりま循環型事務組合の負担金について、農林費については味わいの里三日月について、また、消防費につきましては播磨科学公園都市の消防業務委託について、教育費につきましては教育委員会の教育委員の資格について等の質疑がございました。

討論に入りまして、まず、反対者が 1 名あり、反対の意志表明をされ、最終日、本日、反対討論されるとのことです。また、一方、賛成者も 1 名あり、その理由を述べられ、賛成討論をされました。

採決に入りまして、賛成者多数で認定することに決定いたしました。

続きまして、議案第 32 号 平成 17 年度三日月町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

質疑に入りまして、窓口負担の簡素化の取組みについての質疑がありましたが、討論はなく、採決に入り、賛成者多数で認定することに決定いたしました。

続いて、議案第 33 号 平成 17 年度三日月町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

質疑に入りまして、所得の分布について、また、一時借入金、借入条件等についての質疑がありました。

討論はなく、採決に入りまして、賛成者多数で認定することに決定いたしました。

続きまして、議案第 34 号 平成 17 年度三日月町簡易水道簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

本案につきましては、質疑・討論もなく、採決に入り、賛成多数で認定することに決定いたしました。

続きまして、議案第 35 号 平成 17 年度三日月町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

本案につきましても、質疑・討論がなく、採決に入り、賛成者全員で認定することになりました。

続きまして、議案第 36 号 平成 17 年度三日月町健康福祉施設特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

質疑に入りまして、健康施設の運営状況についての質疑がありましたが、討論はなく、採決に入り、賛成者多数で認定することに決定いたしました。

続きまして、議案第 37 号 平成 17 年度三日月町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

質疑に入りまして、介護認定者の利用率についての質疑があり、討論はなく、採決に入りまして、賛成者多数で認定することに決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

議長（梶原義正君） 旧三日月町議会決算特別委員長の審査報告は終わりました。

これより、委員長報告についての一括質疑に入ります。質疑のある方、発言願います。

ないようですので、以上で委員長報告についての一括質疑を終結いたします。

これより本案についての討論に入ります。

まず、議案第 31 号 平成 17 年度三日月町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

〔金谷君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、金谷君。

46 番（金谷英志君） 議案第 31 号 平成 17 年度三日月町一般会計歳入歳出決算認定の反対討論をいたします。

平成 17 年度は 10 月に合併を控え、三日月町のこれまでを総括し、短期間とはいえ、合併までにできること、新町の中で発展させる政策が求められておりました。

住民基本台帳ネットワークは、住民カードの発行が微増にとどまる中、行政内部でのアクセスは今後増えるの見込まれ、情報の漏えいに対処が万全ではありません。

基幹産業として位置づけられている農業は、大規模農家だけに偏らない小規模農家や、高齢者が担い手となれる仕組みづくりが必要でありましたが、なされておられません。これは農業振興、耕作地の有効利用、ひいては高齢者の健康維持にもつながるものであります。町営住宅の中野団地の結露対策工事は、原因の追究と責任の所在があいまいであります。多額の改修費をかける以上、設計者、施工者、発注者のいずれに責任があるのかを明らかにする必要があります。

駅前周辺整備では、新町にあっても新都市の玄関口としての機能を持ったものにするのと、姫新線利用者の利便性の向上を図る上からも、駐輪場・駐車場でも整備が求められております。

陣屋跡整備は、16 年度で長屋門まで一応の完成を見ましたが、今後どうするのか、全体の整備計画が立てられておりません。これまでの投資を生かすには、新町全体の中での位置づけを明らかにすべきでありました。

災害対策では、先の台風被害に対して、復旧にとどまらない河川の浚渫など、根本的対策を県とともに行うべきでありました。

合併はすることが目的ではなく、三日月町を良くする手段であったはずですが、この決算では新町の中で三日月町の振興に不十分であると指摘して、反対討論といたします。

議長（梶原義正君） ほかに討論の発言はありませんか。

〔廣瀬君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、廣瀬議員。廣瀬君。

49 番（廣瀬福市君） 49 番、廣瀬福市。私は賛成討論をいたします。

委員会に骨子のみ述べておりますので、少しその骨子についての肉付けをさせていただきます。監査委員より旧町の対しては、共通な審査事項がこう提出されております。そのことも念頭に置きながら、本決算に対する賛成の理由を 4 項目にわたって述べます。

まず、その 1、旧三日月町では、合併の方向づけが他町より多くの時間を要しましたが、予算の執行状況はスムーズにやっただき、その執行率は 49.1 パーセントに達しています。町民は、「合併すれば一体予算の方はどうなるのだろうか」という不安な声を聞いておりましたが、この決算書を見ることによって、その不安も薄らぐことができるのではないかと考えています。

その 2 として、旧三日月町においては、循環型社会拠点施設に対しては、重大な関

心が町民から寄せられております。特に、地元集落の住民の方々の思いは計り知れないものがございます。それに対して、予算としては十分ではありませんが、一歩前進の取組みができました。そのことが新佐用町に引き継がれると思います。従って、今後の佐用町予算において誠意ある行政が展開されることを信じております。

その 3 として、町財政の実質収支に関する調書によれば、三日月町では実質収入 15 億 5,401 万円、それから以下は省略します。実質支出 13 億 1,915 万円。差引、新町に引き継がれる財源は 2 億 3,485 万円となっています。なお、財政基金に目を通すなれば、3 億 5,103 万円、町民 1 人当たり 10 万 4,000 円余りの財政基金があるということです。この財政上の構成を見たとき、人口の一番少ない地域ではありますが、新町においては誇りを持って対等に新しいまちづくりに参加する活力の根源となるものです。

その 4 として、監査委員の審査総括意見の中で述べられていますが、農業振興策としての地元特産品開発に関する決算においては、高く評価します。三日月町においては、農業振興関係団体への要請としての指導とか助言、ならびに有効な補助金条例及び規則を生かして、農業者がますます生産意欲を高める新町につながる方途を講じられたという声を住民から聞いております。

時間の都合上、以下は略しまして、以上の 4 項目をもって、平成 17 年度三日月町一般会計歳入歳出決算に対する賛成討論とします。終わり。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。

ほかにないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

続いて、議案第 32 号 平成 17 年度三日月町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

[金谷君「はい」と呼ぶ]

議長（梶原義正君） はい、金谷君。

46 番（金谷英志君） 議案第 32 号 平成 17 年度三日月町老人保健特別会計歳入歳出決算認定に反対いたします。

高齢者は 2003 年度以降、かかった医療費の 1 割負担相当額をその都度支払った上で、高額医療費を越える分は申請して後から返してもらう仕組み、立替に変更になりました。それまではどんな病気でも検査でも、あらかじめ最大で 5,000 円のお金をやりくりすれば 1 箇月の通院は可能でした。ところが、かかった費用の 1 割負担なり立替払いになると、お金がいくらかかるか分かりません。この二重の改悪による負担増と不安感からますます受診を手控えることになりました。国は高齢者に経済的・心理的な圧力をかけて、強引に医療費の伸びを抑えようという冷酷極まりないやり方でありま

す。町としては、せめて窓口負担の軽減、簡素化に取り組むべきでありました。

以上、反対討論といたします。

議長（梶原義正君） ほかに討論ありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

続いて、議案第 33 号 平成 17 年度三日月町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

金谷君「議長」と呼ぶ]

議長（梶原義正君） はい、金谷君。

46 番（金谷英志君） 議案第 33 号 平成 17 年度三日月町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に反対いたします。

国保税は一般的には応益割の比率が高いほど、低所得者の負担は重くなる仕組みですが、国は 95 年の国保改悪で応益割合を高くした場合に、国保軽減率を引き上げるなど、措置と抱き合わせて応益と応能の比率を 50 対 50 に誘導する平準化の方向を導入しました。国の現額上、上乘せ措置などの関係で応益割合が高いほど国保税も高くなるということにはなりません、低所得者の負担を軽減する立場からも町としては国保税の算定方法を具体的に見直すことが求められておりました。

以上、反対討論といたします。

議長（梶原義正君） ほかに討論はありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

続いて、議案第 34 号 平成 17 年度三日月町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

続いて、議案第 35 号 平成 17 年度三日月町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

続いて、議案第 36 号 平成 14 年度三日月町健康福祉施設特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

続いて、議案第 37 号 平成 14 年度三日月町健介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

金谷君「議長」と呼ぶ]

議長（梶原義正君） はい、金谷君。

46 番（金谷英志君） 議案第 37 号 平成 17 年度三日月町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に反対いたします。

介護保険の導入時、政府はその目的を、「家族介護から社会が支える制度へ」「サービスが選択できる制度へ」などと盛んに宣伝しました。深刻な家族介護の実態を解決することが介護保険制度に対して期待されておりました。在宅サービスの利用状況は、利用限度額に対する平均利用率は、郡内旧町の中では高いとは言え、平均で 46.3 パーセント、介護度 4 で 18.4 パーセント、介護度 5 で 28.7 パーセントにとどまっています。重い利用料がとりわけ低所得者にとっては過酷な負担となっております。多くの高齢者が介護の必要性ではなく、いくら払えるのかによって受けるサービスの内容を決めざるを得ない状況となっております。この重い負担を軽減し、住民の福祉の増進に努めるのは町の責務であります。全国の自治体の中で、例えば、京都美山町では、保険料の第 1、第 2 段階の人に対して保険料相当額の 4 分の 1 を一般会計から支出しております。長野泰阜村では、居宅サービスの利用限度額を超えた費用をすべて村が支給しております。このように町独自の支援策をとるべきでありました。

以上、反対討論といたします。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。

ほかにないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

これより本案についての採決に入ります。採決につきましては全議員に対して行います。

まず、議案第 31 号 平成 17 年度三日月町一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（梶原義正君） 挙手、多数と認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

続いて、議案第 32 号 平成 17 年度三日月町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（梶原義正君） 挙手、多数と認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

続いて、議案第 33 号 平成 17 年度三日月町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（梶原義正君） 挙手、多数と認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

続いて、議案第 34 号 平成 17 年度三日月町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成の方、挙手を願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） 挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

続いて、議案第 35 号 平成 17 年度三日月町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成の方、挙手を願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

続いて、議案第 36 号 平成 17 年度三日月町健康福祉施設特別会計歳入歳出決算の

認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成の方、挙手を願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

続いて、議案第 37 号 平成 17 年度三日月町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（梶原義正君） 挙手、多数と認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第 5. 議案第 38 号及び議案第 39 号について（委員長報告）

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 5 に入ります。

議案第 38 号及び議案第 39 号についてを一括議題といたします。平成 17 年度佐用郡広域行政事務組合一般会計ほか 1 特別会計の決算認定についてであります。本案についても旧佐用郡広域行政事務組合議会決算特別委員会に審査を付託いたしておりましたので、これより旧佐用郡広域行政事務組合議会決算特別委員長の審査報告を求めます。旧佐用郡広域行政事務組合議会決算特別委員長、松尾文雄君。

〔松尾君「はい」と呼ぶ〕

〔松尾君 登壇〕

決算特別委員長（松尾文雄君） それでは、旧佐用郡広域行政事務組合議会決算特別委員会の報告をいたします。平成 17 年度佐用郡広域行政事務組合歳入歳出決算の審査のために、2 月の 10 日、午前 10 時から午前 10 時 20 分までの間、さよう文化情報センターにおきまして、委員 15 名の出席、町からは町長はじめ各課長さん方の出席を得まして委員会を開催いたしました。当委員会に審査を付託されました案件は、議案第 38 号、議案第 39 号の 2 議案であります。詳細につきましては、お手元にお配りの報告書のとおりでございます。それでは、審査の過程と結果を報告いたします。

まず、議案第 38 号 平成 17 年度佐用郡広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

質疑に入りまして、歳入での質疑はなく、歳出では、消防費で A E D 機器の設置状況、また全般の質疑では、体育センターの取り扱いについて等の質疑がございました。

討論に入りまして、反対者があり、その理由を述べられ、反対討論をされました。

採決に入りまして、賛成者多数で認定することに決定いたしました。

続きまして、議案第 39 号 平成 17 年度佐用郡広域行政事務組合農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

本案につきましては、質疑、討論もなく、採決に入りまして、賛成者全員で認定することに決定いたしました。

以上で委員長報告を終わらせていただきます。

議長（梶原義正君） 旧佐用郡広域行政事務組合議会決算特別委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告についての一括質疑に入ります。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） ないようですので、質疑を終結いたします。以上で委員長報告についての一括質疑を終結いたします。

これより本案についての討論に入ります。

まず、議案第 38 号 平成 17 年度佐用郡広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

〔吉井君「議長」と呼ぶ〕

5 番（吉井秀美君） はい。5 番、吉井です。佐用郡広域行政事務組合平成 17 年度一般会計決算に反対の討論をいたします。

理由は、家庭から排出されるごみを有料で処理している点です。有料化について環境省の中央環境審議会廃棄物リサイクル部会で、2004 年 10 月 20 日に出された意見具申案は、一般廃棄物の有料化について一定の減量効果、負担の公平化、住民の意識改革につながるとし、国も一層の推進を図るとしてしています。同省の調査によると、有料化している自治体はここ数年で 42 パーセントから 73 パーセントに大きく広がってきていますが、ごみは減るどころか増えています。また、有料化すれば住民の意識改革につながるとは言えません。ごみを削減しようという意識を高めるためには、住民がごみになる物を買わない、使わない、出さない、分別を徹底するなど、住民の自治体への協力が欠かせません。佐用郡方式では、プラスチックごみを可燃ごみとして燃やしてしましますが、これでは分別や発生抑制への意欲が削がれてしまいます。さらに、負担の公平を言うなら、ごみを出す段階で消費者だけに負担を求めるのではなく、ごみとなる物を作っている生産者にごみ処理費用を負担させてこそ公平化が図られるし、ごみの減量化につながるものとなります。

以上で反対討論を終わります。

議長（梶原義正君） ほかに討論ありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

続いて、議案第 39 号 平成 17 年度佐用郡広域行政事務組合農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

これより本案についての採決に入ります。採決につきましては、全議員に対して行います。

まず、議案第 38 号 平成 17 年度佐用郡広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、多数と認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

続いて、議案第 39 号 平成 17 年度佐用郡広域行政事務組合農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第 6. 議案第 40 号 平成 17 年度大撫山開発一部事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 6 に入ります。

議案第 40 号 平成 17 年度大撫山開発一部事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。本案につきましても、旧大撫山開発一部事務組合議会決算特別委員会に審査を付託いたしておりましたので、これより旧大撫山開発一部事務組合議会決算特別委員長の審査報告を求めます。旧大撫山開発一部事務組合議会決算特別委員長、川田真悟君。

〔川田君「はい、議長」と呼ぶ〕

〔川田君 登壇〕

決算特別委員長（川田真悟君） それでは、旧大撫山開発一部事務組合議会決算特別委員会より委員会報告をいたします。平成 17 年度大撫山開発一部事務組合歳入歳出決算の審査のため、2 月 10 日、午後 1 時 30 分から午後 1 時 15 分までの間、さよう文化情報センターにおきまして、委員 10 名全員出席、町からは町長、天文台長はじめ各課長の出席を得まして委員会を開催いたしました。今回、当委員会に付託されました、審査を付託されました案件は、議案第 40 号 1 件についてであります。詳細につきましてはお手元にお配りしております報告書のとおりでございます。それでは、審査の経過と結果を報告いたします。

議案第 40 号 成 17 年度大撫山開発一部事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

質疑に際しましては、歳入では野外活動センターの使用料につきまして、歳出では、総務費で水道施設運営費について、教育費でベビーベッドの設置箇所について、また、全般の質疑では緑地植栽の管理委託料についての質疑がございました。

討論はなく、採決に入りまして、賛成全員で認定とすることに決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

議長（梶原義正君） 旧大撫山開発一部事務組合議会決算特別委員長の審査報告は

終わりました。

これより委員長報告についての質疑に入ります。質疑のある方、ありますか。

[木村君「はい」と呼ぶ]

議長（梶原義正君） はい、木村君。

6 番（木村慎吾君） はい。6 番、木村です。これは委員長っていうよりも、あの、
どういうんですか。天文台の方に。

議長（梶原義正君） ちょっと今はあの、委員長報告に対するあの。

6 番（木村慎吾君） いや、その元になる分でね。というのはね。

議長（梶原義正君） あの、それはちょっとあの、あれしてもらえますか。あの、
ほかが答弁。

6 番（木村慎吾君） ほな、今度、一般質問出します。厳しいの出します。

議長（梶原義正君） そうしてください。はい。

ほかにありませんか。

ないようですから、以上で委員長報告についての質疑を終結いたします。

これより本案についての討論に入ります。討論はありませんか。

これで本案についての討論を終結いたします。

これより本案についての採決に入ります。採決につきましては、全議員に対して行
います。

議案第 40 号 平成 17 年度大撫山開発一部事務組合一般会計歳入歳出決算の認定に
ついて、委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定とすることに賛成の
方、挙手願います。

[全員 挙手]

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり
認定されました。

日程第 7. 議案第 41 号 平成 17 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案の提 出について

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 7 に入ります。

議案第 41 号 平成 17 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算（第 1 号）の提出
についてを議題といたします。

提案説明につきましては、初日に終結いたしておりますので、これより質疑に入り
ます。質疑はありませんか。

ないようですから、以上で質疑を終結いたします。

これより本案についての討論に入ります。討論はありませんか。

ないようですので、本案についての討論は終結いたします。

これより本案についての採決に入ります。議案第 41 号 平成 17 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算（第 1 号）の提出について、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） 挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

あの、トイレ休憩が要りますか。もうこのまま行きますか。要りませんか。

〔「いらん、いらん」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） ほなあの、ちょっと、えっと、あの、そうですね、10分ほど休憩します。

午前 11 時 40 分 休憩

午前 11 時 50 分 再開

議長（梶原義正君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第 8. 議案第 42 号 佐用町助役の選任について

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 8 に入ります。

議案第 42 号 佐用町助役の選任についてを議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。事務局長。

事務局長（岡本一良君） 議案第 42 号 佐用町助役の選任について。佐用町助役に下記のものを選任したいから、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 162 条の規定により議会の同意を求める。平成 18 年 2 月 17 日提出。佐用町長、庵途典章。記、住所、佐用町真盛 533 番地。氏名、高見俊男。生年月日、昭和 28 年 1 月 15 日生まれ。以上です。

議長（梶原義正君） 提案者に対する当局の説明を求めます。町長。

〔町長「はい、議長」と呼ぶ〕

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただいま上程をいただきました議案第 42 号 佐用町助役の選任について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成 17 年 10 月 1 日、新佐用町が誕生し、新しい佐用町の建設に鋭意努力をいたしているところでございますが、今後安定した町政の運営に欠かすことのできない執行

体制を確立する必要があるため、空席となっております助役について、高見俊男氏を平成 18 年 2 月 20 日付で選任をいたしたいと思っております。議会の同意をいただきますようお願いを申し上げ、提案、御提案申し上げます。なお、同氏の経歴につきましては、議案に添付いたしておりますので、御了承いただきたいと思います。よろしく御同意賜りますようお願いを申し上げ、提案の理由といたします。

議長（梶原義正君） 提案に対する提出者の説明は終わりました。

この際、お諮りいたします。本案については人事案件でありますので、議事の順序を省略して、直ちに表決に入りたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） 御異議がありますので、質疑に入ります。西岡議員、どうぞ。

31 番（西岡正君） はい。今日は 10 時からの本会議の開会ではありますが、9 時 30 分に議員連絡会を開かれました。その中で、助役の選任の説明を受けたわけですが、その中でいろいろ質疑が出たわけではありますが、議長の方から本案件については人事案件でございますので質疑の省略をしたいということのお話でございましたが、私はあえて質疑をさせていただくわけがあります。あくまでも本案件については、できるだけ質疑を控えようというのは、あくまでも個人の名誉を著しく傷つけるような質疑があってはならないということもあろうかと思っておりますし、そういうことはよく踏まえておるつもりでございます。そしてまた、4 町合併をいたしまして、この助役の同意案件は初めてでございますので、議会の議員と町長の中で話をされるよりも、各課長がいらっしゃる中で、言わば皆さん方の上司となられる方であるので、そういう中での発言をする方が、私はいいんではないかという判断の中で質疑をさせていただきたいと思っております。

合併は 10 月 1 日にされました。その中、即、臨時議会が開かれまして、議会の正副議長の選任をしたわけでございます。そののちにおいては、あくまでも議員各位も議会制民主主義の中から決定され、投票され、決定されたわけでありまして、しかしながら、11 月の 13 日の町長選挙におきましてですね、いわゆる正・副議長が旧上月町であるというような状況の中から、佐用町住民のみならず他の 3 町でも多くの批判があった。しかしながら、われわれは議会制民主主義の中で決定したわけでありまして、それは何ら恥じることはないと思っておりますけれども、やはり、住民からすれば、同じ旧町から役職が出ることはあまり好ましくないということの表れであろうかと思っております。そういう中で、私は町長ができればですね、4 町均衡を保つために、できれば佐用町、旧佐用町以外から選んでいただけるものではないかなど、こう思っております。それは、できるだけ多くの住民の意見の吸収をするために、また、多くの職員の意見を吸収するために、やはり 1 町の旧村の 1 町の助役、町長、助役よりも、他の町から選出されることが、この佐用町の発展につながってくるのではないかと、このように私は考えます。お隣のたつの市でありますけれども、御存じのように、たつの市長は前の元々の市長でございます。しかしながら、助役については御津においては松尾助役、あるいは、御津ですね、揖保川町においては、前の町長の八木さんが助役になっております。そういう状況の中から、少しでも多くの住民の意見を吸収す

るため、そしてまた、4町の均衡を保つために、そういう状況の中で選ばれたと私は思っておりますが、この件について町長の所見をお伺いしたいと思います。以上。

議長（梶原義正君） 町長。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） まあ、町のですね、新しい町の執行体制を築いていく上でですね、これに当たる者として、私はやはり合併というですね、こういう大きないろんなこの事業を進めてきたわけですね。そういう事業に4町が協力して携わってきたと。その中でそれぞれの責任ある形で町長・助役というものがですね、その中心となって、それを、この合併を協議をし、今日合併に至ったということでございます。そういうことの中でですね、当然、合併はしたけれども、これからが本当に新しい新町のまちづくり、いろいろな課題が山積しておりますし、「合併してよかった」と皆さん言われるように、そういう形を作っていかなきゃいけないということの行政運営の中でですね、この合併事業に携わって、いろいろと努力し携わってきたものが、できるだけ今後の新しい町のまちづくりにやはり協力していくことが大事ではないかというふうに思っております。私はそういう中からですね、助役も選任をすべきだろうという観点でおります。

当然、今、西岡議長が言われたように、私もそういう新4町の中ですね、そういう方の人選ということについても努力はいたしました。ただ、そういう一緒にやってきた、それぞれ責任持ってお互い努力してきた中でですね、お願いをしても、当然相手が、当然人選ですから、その方に同意をいただかなければできません。そういうことで、実際経過といたしましては、いろんな配慮、考えの中でお願いをしてきた方にはですね、同意がいただけなかったということもひとつの経過の中にはあったということ、まず報告はさせていただきます。で、まあ、最終的に私は、この高見俊男君をですね、やはり新町の今後の行政運営の中で、十分その新しいまちづくりのために職務を遂行してくれるだろうという確信の下に提案をさせていただいておりますので、よろしくお伺いしたいと思います。

〔西岡君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、どうぞ。

31 番（西岡正君） あの、私は助役そのものの選出については決して反対するものではないと思っております。むしろですね、もう少し早い段階で行うべきだと思っております。しかしながら、先ほど町長も、今まで佐用町の中での助役という形の中での経験のあるという意味を言われたんじゃないかと思っておりますが、経験は佐用町の、旧佐用町の助役だけではありません。多くの、他の3町にも町長もいらっしゃいましたし、助役もいらっしゃいました。その中で、町長、あくまでも、町長、人事案件については、町長が選ばれるわけでありまして、これは参考のためにひとつ聞かしていただきたいと思うんですが、助役っていうのはこれは私の思ってることだけかも分かりませんが、いわゆる昔からですね、商店にあっては番頭役がしっかりしなければ、そ

の店は栄えないということをよく言われております。番頭さんがしっかりしとれば、その商店はどんどん栄えていく。言わば、助役は番頭だと、そのように思っております。また、その助役の高見氏に話されるときの承諾をいただいておりますことだと思いませんけれども、今まで佐用町 1 町の助役のようなわけにはまいりません。あくまでも住民とのパイプ役、議会とのパイプ役、職員とのパイプ役、そして時には町長代行で行かなければならない、そういう状況から考えましたときに、今までの 1 佐用町の助役ではないことの、十分そのことも踏まえた上での承諾であろうと思うんですが、その点お聞かせ願いたいと思います。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 当然のことです。当然、だれにおいてもですね、この合併というのは今まで経験したことのない形での取り組みであります。私もそういう形で旧町でやってきましたけど、新町においての町長としてですね、これからそのために、この状況を踏まえて努力していかなきゃいけないわけで、当然、高見助役、高見俊男君もですね、旧町において十分にその職責を全うしてくれました。しかし、新町においては、新しい 4 町になったということは、当然そのことを十分踏まえた上です。私も依頼をしておりますし、本人もその覚悟だということは当然のことだというふうに思っております。

〔西岡君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、どうぞ。

31 番（西岡正君） まあ、お聞かせをいただきましたが、基本的にですね、今の現在の私の考えとしては、4 町のいろんな住民の考え方からして、あくまでも議会の議員は住民の代弁者でありますので、あくまでも 4 町均衡あるという形の中から、他町から選ぶべきであったと、私は判断をいたしております。質問終わります。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。

ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより本案についての討論に入ります。討論はありませんか。

討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより本案についての採決に入ります。議案第 42 号 佐用町助役の選任について・・・。

〔高見君「議長、起立採決してくれな。」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） えっと、今あの、そういう意見があるんですけども、挙手と起立と、起立の方がいいと思われる方、ひとつ挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（梶原義正君） ああ、はい、分かりました。じゃああの、挙手採決の方が多
いから、そのようにさせていただきます。

〔幸田君「議長。植戸議員が休憩から顔が見えんのんで」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） ちょっとあの、ちょっと遅くなるいうて聞いてます。

〔高見君「はっきりもっと採決とってえな。今、あんたきちつと言うてなかったで」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） 何を。

〔高見君「起立採決するかどうかいのを」と呼ぶ〕

〔「とったがな」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） 言うたよ。

〔高見君「きちつと言うてえな」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） 言いましたよ。皆さん、分かりませんでしたか。

〔「分かった」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） これより本案についての採決に入ります。議案第 42 号 佐用
町助役の選任について、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。分かりました。挙手、多数であります。よって、本案
は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第 9. 佐用町農業委員会委員の推薦について

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 9 に入ります。

推薦第 1 号 佐用町農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。事務局長
に朗読させます。お諮りいたします。朗読して。

事務局長（岡本一良君） 推薦第 1 号 佐用町農業委員会委員の推薦について。農業委
員会等に関する法律第 12 条第 1 項第 2 号の規定による議会推薦の農業委員会委員に下
記の者を推薦する。平成 18 年 2 月 17 日提出。佐用町議会議長、梶原義正。住所、佐
用町佐用 2654 番地、尾崎正博、生年月日、昭和 14 年 1 月 21 日。住所、佐用町櫛田
1299 番地、永井護、昭和 13 年 7 月 20 日。住所、佐用町土井 171 番地、飛岡正俊、
昭和 19 年 11 月 19 日。住所、佐用町下本郷 144 番地、原田吉實、昭和 15 年 1 月 14
日。計 4 名であります。以上です。

議長（梶原義正君） お諮りいたします。推薦の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推薦にいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） 異議なしと認めます。よって、推薦の方法は指名推薦によることに決定いたしました。

続いてお諮りいたします。指名の方法につきましては、議長より指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） 御異議ないと認めます。よって、議長より指名をすることに決定いたしました。お手元に配付のとおり議会推薦の農業委員は 4 名とし、尾崎正博君、永井護君、飛岡正俊君、原田吉實君、以上の 4 名を推薦いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） 御異議なしと認めます。議長より指名をいたしました 4 名の諸君を佐用町農業委員会委員に推薦することに決定をいたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。これをもちまして今期臨時会に付議されました案件はすべて議了いたしましたので、閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） 御異議なしと認めます。よって、第 4 回佐用町議会臨時会はこれをもって閉会いたします。

それではあの、閉会にあたりまして一言お礼を申し上げます。今期の臨時会は 6 日から本日まで長期間にわたって、いろいろ重要な案件を御審議いただいたわけでありますけども。

〔鍋島君「議長。聞こえない、聞こえない」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） あの、特に今日の人事案件等、まあいろいろとございましたけども、それぞれ皆、適切妥当な結論をもって議了できましたことを皆さんの御協力に対しまして、心から厚くお礼を申し上げたいと思います。また、あの、すぐに 3 月議会で新生佐用町の年間を通しての初めての予算が提案されますので、まあ、これらについてもそれぞれあの、よろしくお礼を申し上げたいと思います。それではあの、まだまだ寒さが厳しいときでございますので、いろいろ皆さんもお忙しいと思いますが、十分体に気をつけられまして、あの、風邪などおひきにならないように祈念いたしまして、あの、お礼と感謝のごあいさつに代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

続いて、町長。どうぞ。

町長（庵途典章君） どうも長時間にわたりましてありがとうございます。まああの、提案をさしていただきました全会計、また議案につきまして、それぞれ御認定、また、承認を賜りまして、誠にありがとうございます。

まああの、旧町のそれぞれの会計、まあ合併に伴いますこの会計上ですね、事務処理、この決算をもちまして一応完了した形になります。まあ、これから、当然まあ、あの、新町にこうして引き継いだ中で、この決算、それぞれの特別委員会でいただきました御意見・御指摘につきましては、十分に念頭に置いた中ですね、今後の行政の執行・公正で、また公平、また効率的な運営に努めてまいりたいというふうに思っております。どうぞよろしく願い申し上げます。また、あの、助役の選任に当たりまして、選任御承認いただきまして、早速、2月20日から職務に就いていただき、共にですね、今後の新町発展のためにですね、頑張っていきたいというふうに思っておりますので、高見助役をひとつどうぞよろしく願い申し上げます。

今日もまあ、高見助役を外で待たしておりますので、すぐにまあ20日から職務に就きますので、この場でひと言ごあいさつをさせたいと思いますので、しばらくよろしく願いしたいと思います。

議長（梶原義正君） それじゃあ、今、町長のお話の中にありましたように、高見助役があのごあいさつということになっておりますので、しばらくあの、お待ち願いたいと思います。

助役（高見俊男君） 失礼いたします。ただいま多くの皆様方の御賛同を得まして、助役に就任させていただくことになりました、高見でございます。

さて、早いもので合併してから4箇月余りが経過いたしました。小規模な町の合併ですので、財政的にも本当に厳しいときでございます。そういう本当に大変なとき、助役に就任いたしましたけども、合併後のこれからは本当の一番大事なときだろうと思います。そういう意味からも、庵途町長の公約をたくさん掲げておられます。それを確実に推し進めるため、また、旧4町の均衡ある発展に寄与するために、奮励努力いたす所存でございますので、皆様方の格別な御支援・御協力を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

簡単粗辞でございますけども、就任のごあいさつとさせていただきます。本日はありがとうございます。

〔拍手〕

議長（梶原義正君） それじゃあ、あの、高見助役の就任に対するごあいさつが終わりましたので、これで散開をいたします。どうも御苦労様でした。

午後12時10分 閉会